

第25期第18回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年1月6日(月曜日) 13:30～14:40

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第7番	寺尾俊行	第18番	石川千壽子
第8番	星加誠	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	神野伸二	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第9番	藤田隆	第16番	土岐典子
-----	-----	------	------

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局主幹	高橋一生
農政係長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農用地利用集積等促進計画について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員16人、推進委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。明けましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。また本年もよろしく申し上げます。今年は十二支では巳年です。みなさんもよく耳にされていると思いますが、へビは脱皮して強く成長するということから、再生や進化を意味すると言われていています。逆に、執念深さや情熱を表すとも聞いたことがあります。干支では乙巳と言いまして、努力を重ね物事を安定させるや縁起の良いことであると言われていています。年の始めですから、何でも良いことに取り組んでいただけたらと思います。本年度もみなさん一緒になって、農業委員会活動を盛り立てていけたらと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから第18回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係が議案第1号から第6号まで、農政関係は「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において田坂健次委員と小野春雄委員を指名いたします。両委員さんよろしく申し上げます。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号までは決議事項、第5号及び第6号は意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、岡田悦明委員と眞鍋篤俊委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田25筆、19,627㎡、でございます。

2ページをお開きください。

1番の1-1さんと2番、3番、10番、12番から17番の1-2さん、4番の1-3さん、5番の1-4さん、6番から9番の1-5さん、11番の1-6さんの17件でございます。内訳といたしましては、新規設定が17件。期間は、3年3ヶ月間が1件と5年3ヶ月間が1件、10年3ヶ月間が15件。利用権の種類は、使用貸借権が13件と賃貸借権が4件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番から17番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。

ここで暫時休憩いたします。

(委員入席)

休憩前に引き続き会議を開きます。

4ページをお開きください。

議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【高橋主幹】

議案第2号につきましては、新居浜市から送付がありました農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画でございます、当該計画(案)に対する決定の依頼があり、議題に供するものでございます。

内容といたしましては、田2筆、合計面積2,627㎡でございます。

5ページ6ページのうち、6ページを御覧ください。

計画の内容ですが、利用権の設定を受ける者は2-1さんでございます。

内容は、期間5年間、利用権の種類等は、使用貸借権、再設定となっております。

以上の計画要請の内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第3号「特定農地貸付けの変更について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定による変更申請で申請件数は1件です。

8ページをお開きください。

1番、実施主体は3-1さん。

内容は令和6年1月5日付け農業委員会総会にて変更承認を受けた内容から、庄内C農園の解約に伴い農地面積が変更となるもので、変更後の農地につきましては、お手元に配布しております、別紙1「特定農地貸付けの用に供する農地一覧」のとおりとなります。

今回の申請につきましては、一部農地の合意解約に伴い面積が減少するもので、周辺の農地への影響はなく、貸付規程等の変更もないことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項各号の承認要件には影響しないものと考えます。

御審議よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「特定農地貸付けの変更について」を原案のとおり決定させていただきます。

9ページを御覧ください。

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は11件です。

10ページをお開きください。

1番、船木字下長野、畑1筆、面積479㎡、譲受人は市内在住の4-1さん。

譲受人は現在1反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、自宅に隣接する申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けについては申請時点ではイチジクとなっておりますが、地元委員の聞き取りでは果樹を予定しているとのことです。

次の2番と11ページ3番は譲受人が同一の案件でございますので、一括して説明させていただきます。

萩生字旦ノ上、田2筆、合計面積1,092㎡、譲受人は市内在住の4-2さん。

譲受人は現在1町9反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

4番、北内町四丁目、畑1筆、面積99㎡、譲受人は市内在住の4-3さん。

譲受人は現在9畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大及び効率化を目的に、既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けはイチジクを予定しているとのことです。

12ページをお開きください。

5番、船木字元船木、田2筆、合計面積808㎡、譲受人は市内在住の4-4さん。

譲受人は現在6反8畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しているとのことです。

6番、本郷一丁目、畑1筆、面積952㎡、譲受人は市内在住の4-5さん。

譲受人は現在7畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

13ページを御覧ください。

7番、高津町、畑1筆、面積646㎡、譲受人は西条市在住の4-6さん。

譲受人はこれまで実家の耕作の手伝いをしており、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

8番、上原四丁目、畑3筆、合計面積2,048㎡、譲受人は市内在住の4-7さん。

譲受人はこれまで西条市の体験農園で研修を受けており、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは果樹等を予定しているとのことです。

14ページをお開きください。

9番、上原四丁目、畑2筆、合計面積1,701㎡、譲受人は市内在住の4-8さん。

譲受人は現在5畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

10番、船木字上原、畑1筆、面積240㎡、譲受人は市内在住の4-9さん。

譲受人は現在2反9畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を取得するため、申請が提出されたもので、作付けは花卉及び果樹を予定しているとのことです。

15ページを御覧ください。

11番、船木字高祖、畑1筆、面積230㎡、譲受人は市内在住の4-10さん。

譲受人は現在2反8畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地の贈与を受けるため、申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

以上、1番から11番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、1番は神野明仁委員から、2番及び3番は眞鍋篤俊委員から、4番は千葉英明委員から、5番及び10番は神野伸二委員から、6番は土岐秀男委員から、7番は安藤育雄委員から、8番及び9番は伊藤繁次郎委員から、11番は藤田隆委員が欠席のため事務局から、それぞれ報告をいただきます。

まず、神野明仁委員お願いします。

【神野（明）委員】

1番について報告いたします。

12月21日に現地調査しました。申請地は自宅に隣接し、ミカン、レモン、柿、キウイを植えていました。周囲はワイヤーメッシュで囲い、イノシシの侵入防止対策もされていました。境界も石垣で明確になっています。トラクター、耕耘機、草刈り機を保有しています。所有者は遠方におり、譲受人が実質的には管理してきたものであり、今後も継続して管理されるとのことです。特に問題はないと思われれます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、真鍋篤俊委員お願いします。

【真鍋委員】

12月19日に現地調査及び本人との面談を行いました。申請地のうち1筆はすでに譲受人が管理しており問題ないと思われます。隣接するもう1筆は、幅2mぐらいになるのですが、これは別の広い農地を分筆して残ってしまった分になります。そこを購入して、果樹を植えると確認しております。譲受人はJAの理事等も務めておられる方なので、農業に関して全く問題はないと思われます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、千葉英明委員お願いします。

【千葉委員】

12月23日に譲受人にお会いし、いろいろ御質問させていただきました。申請内容のとおりであります。現状、約1反弱の農地を持っておりまして、そこで家族と稲作を小さい頃からしていたそうです。今回の申請地は、道淵にある隣の農地とのことです。トラクター等の出入りにも便利で作業もはかどるとのことです。購入の話になったとのこと。今後は、稲作をしておりましたが、イチジクを植えるとのこと。問題はないと思われます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、神野伸二委員お願いします。

【神野（伸）委員】

2番につきましては、現地調査をして、譲受人は今までも稲作をしています。農機具はトラクターや田植え機、耕耘機、コンバインを持っていて、毎年稲を作っています。

今回の申請は隣接する農地とのことです。地域との問題もありません。よろしく願います。

10番につきましては、現在きれいに管理されておりまして、いつでも作付けできる状態になっています。作付けするのはレモン等で、農機具はトラクター、耕耘機を持っています。地域との問題もないと思われます。よろしく願います。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、土岐秀男委員お願いします。

【土岐委員】

6番について報告いたします。

12月22日に現地調査と農地の利用について、譲受人に話を伺いました。譲受人は、現在自宅近くで季節野菜を栽培しています。非常に農業に関心を持っており耕作意欲も高く、周辺の遊休農地の有効活用にも興味関心を持っておられ、農業経営の拡大も考えておられます。許可後は、家族で季節野菜の耕作を計画しています。申請地は現在は耕作されていませんが、譲受人が雑草の草刈りや重機による伐採、撤去をしております。30センチほど草が生えた状態ですが、トラクター等で耕起すればいつでも耕作できる状態です。申請地は、自宅から約200mのところであり、維持管理や保全に支障をきたすことなく、隣接地との境界も明確な農地です。耕作による周辺地域への影響もなく、地域との調和要件も問題ないことから、許可しても支障はないと思われれます。御審議、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、安藤育雄委員お願いします。

【安藤委員】

先月の24日に、調査しました。農地の周辺はすべてコンクリートで囲われて、給排水もきちんとしており、年に何回か耕起しており、すぐに作付けできる状態でした。特に問題ないと思われれます。審議の方、よろしく願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、伊藤繁次郎委員お願いします。

【伊藤委員】

まず、8番について報告いたします。12月19日に譲受人と面談しました。土地を所有して農作業をするのは初めてとのことで、新規就農者になります。ただ、現在まで友達の土地と一緒に作業していたとのことで、農作業の経験は3年になるとのことです。栽培方法を学んでおり、農機具も譲り受けると聞いております。周辺農地への影響も問題ないと思われれます。

続いて9番につきましては、12月21日に譲受人と面談させていただきました。今

回は贈与という形で申請が出てきました。近隣農地との境界もはっきりしており、現在も果樹が植えられています。草は若干生えていますが、草刈りすれば問題ないと思われます。周辺への影響もないと思われますので、御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ありがとうございました。
次に、事務局お願いします。

【原事務局長】

12月24日に、申請地は既に果樹が植えられていて、きちんと管理できている。
また、隣接地は譲受人の所有地であることから、境界の問題もなく、地域との調和要件についても特に問題はないとの報告を受けておりますので、御審議の程、よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

以上、1番から11番について質疑に入ります。
御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

16ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は14件です。

17ページを御覧ください。

1番、萩生字岸ノ下、田1筆、譲受人は5-1さん。

内容は貸し露天資材置場、一体利用地として、雑種地1, 194㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

2番、萩生字治良丸、畑1筆、譲受人は5-2さん。

内容は自己住宅1戸115.10㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

3番、中村松木二丁目、田2筆、譲受人は5-3さん外1名。

内容は自己住宅1戸93.48㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

18ページをお開きください。

4番、岸の上町二丁目、畑1筆、譲受人は5-5さん。

内容は自己住宅1戸105.16㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

5番、萩生字旦ノ上、田1筆、譲受人は5-6さん。

内容は自己住宅1戸110.13㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

6番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は5-7さん。

内容は宅地進入路、一体利用地として、宅地409.60㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

19ページを御覧ください。

7番、下泉町一丁目、田1筆、譲受人は5-8さん外1名。

内容は自己住宅1戸93.96㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

8番、八幡三丁目、田1筆、譲受人は5-10さん。

内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

9番、宇高町二丁目、田1筆、譲受人は5-11さん。

内容は露天駐車場、一体利用地として、宅地434.26㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

20ページをお開きください。

10番、田の上一丁目、田1筆、譲受人は5-12さん。

内容は建売住宅3戸175.67㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

11番、星越町、畑1筆、譲受人は5-13さん。

内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12番、政枝町三丁目、田1筆、譲受人は5-14さん。

内容は建売住宅4戸370.14㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

21ページを御覧ください。

13番、郷一丁目、田3筆、譲受人は5-15さん。

内容は店舗1棟1203.03㎡、農地区分は上水管及び下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地から概ね500m以内に県立新居浜東高等学校及び伊藤整形外科クリニックが存在するため第3種農地であると判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は賃借権で期間は30年です。

14番、船木字坂ノ下、田1筆、譲受人は5-16さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、1番から14番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、1番から14番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

はい、渡邊委員さん。

【渡邊委員】

6番につきましてですが、遠方の方が進入路のみ転用となっておりますが、これはどういうことですか。

【井上主任】

奥に御実家があるそうなのですが、今、進入路がない状態で、違法建築状態になっているので、御実家のところの進入路を確保したいということで、転用申請が出てきたものになります。

【藤田会長】

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

22ページをお開きください。

議案第6号「農地法第5条第1項許可の取消について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第6号は農地法第5条第1項許可の取消の1件です。

23ページを御覧ください。

1番、篠場町、畑1筆、当初計画者は6-1さん。取消理由等については議案書に記載のとおりとなります。

以上の事案につきましては取消願及び添付資料を確認し、取消理由等について、転用事業者の故意又は重大な過失とまでは言えないものであることから、取消についてはやむを得ないものと考えます。

御審議の程、よろしくをお願いします。

【藤田会長】

以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「農地法第5条第1項許可の取消について」を承認相当として県知事に意見を送付いたします。

24ページをお開きください。

報告事項は「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格者法人の報告について」です。

事務局から報告をお願いします。

【井上主任】

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、1番、7-1さんから農地所有適格法人報告書が提出され、議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

【藤田会長】

続きまして、25ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時15分から総会を再開いたします。

～休憩～

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【原事務局長】

農用地利用集積等促進計画について説明させていただきます。

まずは申請書等の様式ですが、横綴じにしている分になります。

1ページに出し手から機構用の申請書、5ページに機構から受け手用の申請書、9ページ、11ページ、13ページに農業経営の状況等について、個人、法人、農地所有適格法人用それぞれの様式、そのほか1枚両面に印刷しておりますのが、物納による賃貸借契約の際に使用する様式となっております。

続いて、利用権との相違点についてですが、利用権は決定者が農業委員会でしたが、

促進計画においては、認可者が県から権限移譲された市、担当課としては農林水産課となり、総会においても決議していましたが、意見聴取となり、農地法第4条及び第5条と同様となります。

次に、総会上程後の事務処理期間が10日程度でしたが、促進計画では最短でも1ヵ月程度必要になり、4月5日の総会上程した場合の契約の始期については、5月15日となり、1ヵ月遅れとなります。

次に、出し手及び受け手への通知が、農業委員会からえひめ機構になります。

そのほか、契約期間中の解約について、「通知書」のほかに「合意解約願い」や「合意解約書」も必要になります。

続いて、促進計画の事務の流れですが、農業委員会において、当事者からの申出を受け、総会上程後、えひめ機構に要望書を提出します。

えひめ機構はこの要望書を受け、利害関係人に意見聴取するのですが、これについてはえひめ機構のホームページに1週間掲載し、意見を募集します。その後、農林水産課に認可申請を提出します。

農林水産課はこの認可申請を受け、許可及び公告を行い、農業委員会並びにえひめ機構に対して通知を行います。

この通知を受け、えひめ機構が当事者に承認通知を送付する流れとなります。

ただし、この流れについてはあくまでも、地域計画区域外の場合であり、もし、地域計画区域内にて申出あった場合は、総会上程する前段において、えひめ機構に「意見書」を提出し、「促進計画案の作成依頼」を受けなければならなくなり、総会上程する前段において、期間を要することとなります。

最後に、契約内容が賃貸借の場合ですが、賃料の支払いについて、えひめ機構を経由する形になります。受け手はえひめ機構に支払い、出し手にはえひめ機構から口座振り込みにて支払うこととなりますので、口座情報も必要となります。

また、物納の場合ですが、別記1及び2にあります、「物納による賃料等譲渡合意書」並びに「物納による賃料等譲渡承諾書」を提出することになります。

この手続きを行わない場合、えひめ機構としては、契約上は使用貸借とし、別途相対で農作物等を贈答、収受する方法も可能とのことでした。

以上で、説明を終わります。

【藤田会長】

今、局長から説明がありました。進めていかざるを得ないことではありますが、まだまだ心配することも多々あります。

何か御質問はございませんか。

はい。真鍋委員さん。

【真鍋委員】

賃料の支払いに関してですが、振込手数料はだれが負担するんですか。

【原事務局長】

手数料につきましては、えひめ機構が原則負担するということは確認できています。

口座から引き落としする場合に、受け手からえひめ機構が引き落としするのですが、もし口座が残高不足になった場合については、別途相談させてもらうとのことでした。

【神野（鉄）委員】

この申請書は、どこで受付するのですか。

【原事務局長】

申請書につきましては、受付は農業委員会事務局になります。

【藤田会長】

4月から今までの取り扱いとは変わります。

何かわからないことがあれば、事務局や農林水産課に相談いただければと思います。

土地が余っても担い手がいないというのが新居浜の現状です。なかなか厳しい面もありますが、新居浜の農業の道をいろいろ模索していかなければと思います。

他にございませんか。

はい。近藤委員さん。

【近藤（美）委員】

現在、頼まれて2町ほど貸し借りの手続きに動いています。早ければ今月中には書類を出したいと思っているのですが、貸し手の方もめんどくさいのは嫌だと言われています。そのあたりが、今回のことで一段と難しくなっていくのかと心配もあります。促進計画にどの辺が該当するのかわからない状況では説明しづらいなと思います。今まさに、今までの利用権の申込書をもって貸し手に配ろうと思っているのですが、説明がやりづらいなと思います。どのぐらい難しくなるのですか。

【原事務局長】

今までの利用権というのは無くなるので、その申出書の代わりに、「出し手から機構」と「機構から受け手」の申請書を書くようになります。

【近藤（美）委員】

今の分も、4月がきたらやり直しになったりするんですか。

【原事務局長】

今までの利用権につきましては、3月総会までになりますので、締切日の2月17日までに提出していただければ、今までの利用権でやることになります。2月17日を越える場合は、説明した促進計画か3条申請を出してもらうようになります。

【神野（鉄）委員】

現在進行形のものについては、4月がきたら変わるのですか。

【原事務局長】

現在、利用権設定しているものにつきましては、そのまま残ります。例えば、今から5年間契約しているものにつきましては、5年後契約が切れるときに促進計画か3条申請を出してもらうようになります。

【藤田会長】

全国的なことになるので、なかなか新居浜のような農地には厳しい部分もありますが、合わせていかざるを得ないのかなと思います。

わからないことがあれば、その都度聞いてください。直面しないとわからないこともあると思います。

他に御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、第18回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員